
プロジェクト 連結納税制度の見直しへの対応
項目 第 424 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 424 回企業会計基準委員会（2020 年 1 月 31 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

2020 年 3 月 31 日以降に決算日を迎える企業の会計処理についての対応の必要性の有無について

2. 当委員会事務局より、グループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目の改正に係る税効果会計の適用に関しては、税効果適用指針第 44 項の定めを適用せず、2020 年税制改正が行われる前の税法の規定に基づくとすることができるとする特例的な取扱いを定める提案を行ったところ、次の意見が聞かれた。

（特例的な取扱いを定めることに賛成する意見）

3. グループ通算制度については、繰延税金資産の回収可能性の考え方について連結財務諸表、個別財務諸表共に検討すべき論点があり、実務上の対応が難しいと考えられるので、特例的な取扱いを定めることに賛成する。

（適用対象について聞かれた意見）

4. 提案された特例的な取扱いの対象企業について、改正法人税法の成立日において連結納税制度を適用している企業に限定する必要はなく、対象範囲を拡大してもデメリットはないと考えられることから、改正法人税法の成立後、グループ通算制度が適用されるまでの期間に新たに連結納税制度を適用する企業も対象に含めることが適当と考えられる。
5. 対象企業については、公開草案に寄せられたコメントの対応に際して、今後連結納税を適用しようとする企業も含めて、特例的な取扱いのニーズをよく確認の上、対応を検討する必要があると考えられる。

上記の意見を踏まえ、改正税法成立後に連結納税を適用する企業も対象となるよう、適用対象の見直しを行った。

(特例的な取扱いの適用期限について聞かれた意見)

6. 特例的な取扱いの適用期限に関して、原則的な方法に変更されるまでの目途を明らかにして、実務上準備等が可能となるように配慮することが必要と考えられるため、何らかの手段で時期の目途がより明確に伝わるようにすることが必要であると考えられる。

今後の開発計画に係る事項であるため、「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」等で新しい基準の公表目標について周知を行う。

実務対応報告公開草案「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い(案)」の文案検討について聞かれた意見

7. 当委員会事務局より、実務対応報告公開草案「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い(案)」の文案及び「コメント募集及び本公開草案の概要」の文案について提案を行ったところ、次の意見が聞かれた。

(文案の見直しに関する意見)

8. 文案第4項の「…2022年4月1日以後開始する事業年度における繰延税金資産及び繰延税金負債の額については…」という記載では、2020年3月期以後の決算における注記の定めであることが伝わらないと考えられる。

上記の意見を踏まえ、開示に関する文案を見直している。

以 上